

今後のICT分野における国民の権利保障等の
在り方を考えるフォーラム（第10回会合）

1. 日時：平成22年11月10日（水）18：30～20：25
2. 場所：総務省第1特別会議室
3. 出席者：

（1）構成員（座長を除き五十音順、敬称略）

濱田 純一（座長）、音 好宏、木原 くみこ、楠 茂樹、工藤 泰志、郷原 信郎、五代 利矢子、重延 浩、宍戸 常寿、中村 伊知哉、服部 孝章、羽石 保、深尾 昌峰、堀 義貴

（2）オブザーバ（五十音順、敬称略）

金田 新（代理出席）、嶋 聡（代理出席）、長尾 毅（代理出席）、広瀬 道貞

（3）ヒアリング対象者（オブザーバを除く、五十音順、敬称略）

放送倫理・番組向上機構（BPO）飽戸 弘、岡本 伸行

（4）総務省

片山総務大臣、平岡総務副大臣、森田総務大臣政務官

4. 議事

- （1）これまでの議論の整理
- （2）今後の自主的な取組に関する考え方について

5. 議事録

【濱田座長】 それでは、定刻となりましたので、「今後のICT分野における国民の権利保障等の在り方を考えるフォーラム」の第10回の会合を開催させていただきます。

本日の会合も、これまでと同様で完全公開で行わせていただいております。カメラ撮りも会合の冒頭だけではなく、会合中フルオープンでございます。

また、会合の様子はいつものようにインターネットにより生中継をしておりますので、ご了承ください。

本日は、何名かご欠席の方がいらっしゃいますが、長谷部座長代理、上杉構成員、宇賀構成員、後構成員、黒岩構成員、浜井構成員、根岸構成員、丸山構成員、河合オブザーバ、三浦オブザーバがご欠席と伺っております。

また、小野寺オブザーバの代理で長尾渉外・広報本部長に、孫オブザーバの代理で嶋社長室長に、福地オブザーバの代理で金田専務理事にそれぞれご出席いただいております。

なお、森田政務官はご公務の関係でおくれてご到着ということで伺っております。

今日は初めて片山大臣にご出席をいただいておりますので、議論に入る前に片山大臣から一言いただければと存じます。

【片山大臣】 今、ご紹介いただきました総務大臣を拝命いたしました片山善博でございます。どうかよろしく願いいたします。

組閣の日に菅総理大臣からはいくつか指示がありまして、例えば今の内閣の改革の目玉の1つであります地域主権改革を私の経験に基づいてしっかり進めてもらいたいということとありますとか、郵政の見直しとかありましたが、そのうちの1つにこのICTの問題がありました。しっかりと組織をリードしてこの分野を進めてもらいたいということでありました。

私は実は大臣になる前に大学にいたのですけれども、政治学、地方自治、民主主義という分野を担当していたのですが、考えてみますと現代のような大衆社会の政治は、このICTが技術的には支えているということが言えると思います。したがって、このICTの利用の在り方によって、例えば表現の自由などの国民主権、国民の基本的人権にかかわる問題なども大きく左右されるわけでありまして、私の専攻の民主主義にとって非常に重要な、密接な分野であります。表現の自由、民主主義、基本的人権、そういうことについても皆さんのこの会で大いに議論していただいていると伺っております。今日はそういうこれまでの議論の整理をしたものを聞かせていただくということとありますので、私としても大変興味深く出席させていただきました。ぜひこれまでの議論を伺わせていただいて、皆さんのきょうの議論もまたお聞きしながら、私も自分の考え方を申し上げることも多分あると思いますけれども、どうかよろしく願いを申し上げます。ありがとうございます。

【濱田座長】 どうもありがとうございました。ぜひ少し興味がおありのところはご発言等をいただければと思います。

それでは、きょうの議事ですが、2つ用意しております。「これまでの議論の整理」と「今後の自主的な取組に関する考え方について」ということですが、まず1つ目の議題に入りたいと思います。

このフォーラムは昨年の12月にスタートしましたが、おおむね1年程度議論するということにいたしておりました。前回は申し上げましたが、そろそろ議論の整理の段階に入っているかと思っております。この前にも少し申し上げましたが、議論の整理に当たって、本フォーラムの何らかの形のまとめ、報告書のようなものをどうやってつくるかというこ

とですが、皆様方から非常に幅広い議論、これは内容だけではなくて論点も非常に幅広く、それぞれかなり論点ごとに時間をかけてやれば1つずつ研究会を立ち上げてと、そういうことができればいいですが、なかなかそうもいきません。限られた時間の中での議論でしたので、それぞれの論点について必ずしも共通の結論が出ているということではないかと思えます。あるいは、方向性が固まったということまではいっていないかと思えます。

ただ、まさにこのフォーラムという、名称が示していることをございますけれども、何か1つのことを結論までぎりぎり詰めていくというよりは、幅広くいろいろな観点から議論をするということで、後でも申し上げようと思えますが、結果としてはこの表現の自由の取り組みにかかわるいろいろな角度からの切り口、それから、そういうものを全体としてどう考えていけばいいかという大まかなイメージは、それぞれにでき上がってきているかと思っております。そういうことで、こうした研究会では、大体最後は政策提言とか、あるいは政府への注文をまとめることにもなりますけれども、このフォーラムではそうした形ではなくて、むしろいろいろな方からいただいたご意見をありのままの形で、できるだけ生の形で取りまとめる。取りまとめと言いますか、全体として並べておく。こういった興味深い議論がそれぞれの論点について行われたということ、国民の皆様に見ていただく。そういう形で今後それぞれの論点についてさらに議論が展開していく形になればいいなと思っております。

そうしたことで、お手元に「フォーラムにおける議論の整理（案）」というものをお配りしております。いろいろご議論をいただきましたので、どういう形でご意見の整理そのものもできるかなということを考えましたが、大体このような柱立てでできるかどうかということでまとめてみました。ここでは、ごらんいただくとおわかりのように、できるだけ発言の趣旨をそのままにしてまとめる形にしております。大体最初のころにアジェンダを出して、それに従って議論を進めておりましたので、そのアジェンダに沿った形を基本にしておりますけれども、その中での実際の議論の濃淡も踏まえて、多少項目の立て方を変えております。ごらんいただきますと、まず1番目が総論、2番目が放送分野に関する議論、3番目が通信分野に関する議論、4番目が行政に関する議論、5番目が国民が自ら発信するための仕組みに関する議論、そして6番目にその他の事項という形で全体の整理をしております。アジェンダ設定をどうするかというそのものについての議論もございましたけれども、議論というよりはその後のアジェンダに関する実質的な議論をここでは取りまとめております。

それから、事実関係の確認というやりとりもありましたが、そういうものではなくて、意見の表明、こういう形にすべきだとか、ここは問題ではないかとか、そういった意見の部分を中心にまとめたということです。

フォーラムの中でヒアリングもかなりの回数をやりましたが、その中で説明者のご主張として出てきた意見、議論のやりとりの中で生じた意見は、それぞれある程度区別ができるようにという形で整理をしております。

あとは、話し言葉を書き言葉にまとめるとか、あるいは長くお話しいただいたときは、その意見のコアな部分をまとめるという形でやっております。

いろいろ気を遣ってまとめていますが、意見の記載順も、同じ項目の中では、構成員の方を先にしてオブザーバの方のご意見を後に並べるという形にしたり、あるいは、それぞれの中で時系列順にということもやっております。ただ、流れとして今の原則にこだわらずに、並べて掲載したほうが文意がよく伝わるというところは、そのままあまりこだわらずに並べているところもございます。

そういったことでこれまで議論をいただいたことをここにまとめさせていただきましたが、これをきょう全体の読み合いをやるというのはとても時間が足りませんので、私のほうからざっとかいつまんでご説明を申し上げたいと思います。これについては、後ほど申し上げますが、もちろんここでご意見をいただいてということと、それからさらにきょうの後ほどのご意見を踏まえて、あるいはまとめ方で問題があるということであれば、後ほどいただければと思っております。

それでは、ざっと見ていただこうかと思いますが、3ページをまずごらんいただければと思います。そこにまず総論の部分ですけれども、特に基本的な考え方にかかわる部分ということでは、ア) のところにありますように、日本のメディア行政の1つの特徴ということで、法律上の規制が緩くて自主自律を旨としてきているというようなご見識、ご意見がありました。

それから、オ) のところではコミュニケーションは自由であって、国民を電波の消費者と見るのではなく、主体としてきちんと規定することを大前提として考えていくべきではないかというご意見がございました。

4ページの、例えばキ) のところでは、表現の自由を拡大する上では、メディアを拡張していくことが効果的ではないかというご意見。あるいは、ケ) のところでリスナーが反応を最近きちっと出してきてくれるということで、そうした地方における問題解決、議論

の場も必要ではないかといったご意見もございました。

それから、5ページ目の下のほうから、言論・表現の自由を守るための枠組みに関する議論ということで、ここでは新たな組織・機関の設立について積極的な意見、消極的ないし慎重な意見、あるいはさまざまな主体による取り組みの全体像が言論の自由を守る枠組みとなっているといったご意見もあったかと思えます。

最初に5ページの下の方から、新たな組織・機関の設立についての積極的なご意見ということで、例えば、6ページの上にありますように、FCCの創設のような選択肢もあり得る。それから、イ) のところで独立行政委員会の設置は、通信・放送の独立と報道・放送の自由を保障するものとして重要であるというご意見。

それから、真ん中あたりからは、そうした新たな組織・機関の設立について消極的ないし慎重なご意見ということで、こういうものをつくると逆に自由を破壊することにならないかということです。あるいは、イ) のところで制度化されなかったことによる効用も検討する必要があるのではないか。

7ページのオ) のところで、こうした組織をつくらうとして、委員の人選が政党政治の影響を受けないでいられるのかどうかといった不安があるといったご意見もありました。ク) のところでは何もつくる必要はない、議論だけすればいいというご意見もあったかと思えます。

それから、8ページの③で囲ってあるところですが、先ほど申し上げましたように、自由を守るための取り組みの全体像が枠組みを構成するという考え方のご意見もあり、例えば、イ) のところにありますように、表現の自由を拡大するための制度設計、強化策、そういうふうに「自由の砦」という言葉をとらえている。

9ページのエ) のところは、「砦」というのは組織の問題であるとともに、問題解決、問題発生未然防止を担保する制度設計であるとも解釈できるというお話。あるいは、オ) のメディアリテラシーが重要ではないかというご指摘、こういう形のものでございました。

また、10ページにその他とまとめておりますけれども、消費者庁にとっての消費者委員会という参考例、あるいは会計検査院のようなものが可能かという、これは憲法改正の問題にも入ってくるので、いろいろな組織のパターンについて分析が必要だろう、そういうご意見もありました。

これが特に全体の総論的な部分で、なかなか時間がきつくなりまして、ざっとはしりますが、12ページからは2の放送分野に関する議論です。ここでも基本的な考え方とし

ては、ア) のところにありますように、科学的に根拠がないものに基づいて、マスコミが情緒的に世論をあおり、その結果、厳罰化の世論が作り出されてしまう現象が起きているというご指摘。それから、順にウ) のところで、メディアというのは政党間の競争のインフラとして重要な役割を持つんだと。それから、エ) の政治的公平の問題というところで、行政指導等については、ここでは許されないのではないかというご意見もありました。

14ページの(2)からは、放送事業者による取り組みに関する議論で、このところにはずいぶんヒアリングも含めて議論をいただいたかと思います。ここでは、放送事業者の自主・自律的な取り組みが重要であるというご意見が、例えば、ア) では権利侵害が生じた場合に、真実でない放送だとわかったら訂正放送をする。この自主的な取り組みがきちんと機能していることが前提となって、放送法3条(放送番組編成の自由)というものが生きてくるはずだと。あるいは、ウ) にありますように、コンプライアンスという言葉が出てきて以降も、事件・問題が減っているわけではなくて増えているというご意見もあったかと思います。

それから、15ページの下の方に②報道の現状に関する意見ということで、ア) にありますように、今のメディアから流れている報道の偏りについてのご指摘、それからウ)、一番最後のところですが、国民の中に今、メディアの報道について問題がないと思っている人というのは、おそらく非常に少ないと思うといったご意見もありました。

③真実でない放送に関する意見ということで、不二家の事例を取り上げて、大きな誤解をさせられた視聴者の権利が害される、そういう指摘がございました。また、イ) のところで訂正放送とおわび放送との混在という点についての問題の指摘もございました。

そのほか、放送事業者のコンプライアンスに関する意見、あるいは具体的な放送事業者の取り組みの例に関するご意見などがあったということです。

次に18ページからは、(3)でBPOによる取り組みに関する議論をまとめております。取り組みの現状について改善が必要であるというご意見としては、BPOの処理のプロセスをチェックすることが重要ではないか。あるいは、BPOの評価というものも、抽象的な表現ではなく、具体的に言ってもらわないとわかりにくい。そういったご意見がありました。カ) のところで、BPOがあるゆえに現場が萎縮し大きな精神的プレッシャーを感じているというご意見。キ) では、BPOで議論していて、「現場が萎縮する」という言葉があると、またそれで萎縮しそうになるといったご意見もございました。

20ページですが、BPOによる取り組みの現状を肯定的にとらえて、その定着を図る

ことが必要とすることのご意見もあって、今、BPOの存在が広く評価されるようになってきて、これから先をむしろ期待しているというご意見もあり、今日はBPOから後ほど、これからどういう取り組みがあり得るかというお話もしていただけるかと思います。

それから、21ページ、視聴者・国民への浸透が不十分ではないかというご意見が、ここにございますように、幾つかありました。

22ページからは、メディアリテラシーの向上が重要であるということで、新たにどういふ機関をつくるにせよ、その機関の役割としてはメディアリテラシーを高める役割が大事だろうということなど、ご指摘があったかと思います。

それから、23ページの下の方、②のところはラジオの現状に関するご意見ということで、民放ラジオ局の免許返上という事態については、基本的な権利あるいは公平という観点、これはそのエリアの視聴者からの観点ということになりますが、そういうことについてどう考えるか。それから、今のようなネットとの融合の時代にどういふ問題があり得るか。そういうご指摘がありました。

25ページのところは、3の通信分野に関する議論ですが、これは比較的構成員の方からの意見というのはなくて、むしろオブザーバ、あるいはヒアリング説明者からご意見があったかと思います。それをここにまとめております。

それから、27ページの4、行政に関する議論。主には番組内容に関する行政指導についての意見ということですが、イ)のところにありますように、行政指導という法の根拠がなかなか無いような部分での嚴重注意が繰り返されてきた。そういうことの問題の指摘があり、それに対して行政手続法との関連についての説明があったということです。

それから、下の方でア)のところですが、TBSの「情報7days ニュースキャスター」の事案について、BPOが真摯に議論している最中に、なぜそのようなことを総務省がしたのか。そのことに関する意見のやりとりがありました。

次に、29ページの5、国民が自ら発信するための仕組みに関する議論ということで、今の状況として、情報の受け手であった国民が情報を発信する側にも回っているという状況をいかに活性化させていくかというご意見が、例えば、イ)のところにもございます。そうしたご意見が、ここにございますように、幾つか出ていたと思います。

それから、国民の情報発信に関して、自主的な取り組みに関するご意見、あるいは制度的対応に関するご意見が30ページのところから幾つかまとめられております。ケーブルテレビでのパブリック・アクセスの実践の事例、あるいはコミュニティFMでの事例、そ

ういうもののご紹介もありましたし、他方で、31ページにありますように、そうしたコミュニティFMへのだれでも参加できるということの反面として、行き過ぎた発言、誹謗・中傷などが出てきたときの対応といった問題もあり得る、あるいは著作権の問題もあり得るといったご指摘もありました。

放送行政についても、ウ)のところで、公共放送、商業放送という2本立てで考えてきたけれども、非営利のコミュニティ放送というものも一角に入れていってはどうか。そういったご指摘がありました。

次に、その他事項ですが、ここではクロスメディア所有の在り方に関する議論。ここもそんなに議論としては深まっておりませんが、幾つかのご意見がございました。

それから、記者クラブ・記者会見のオープン化に関する議論。言論の自由を守る砦という議論をするのであれば、その言論にネット、フリーランス、雑誌、海外メディアも認めていただいて、同じ土俵にぜひとも参加させていただきたい。そういったお考えが出ておりました。

そして、34ページに引き続き記者クラブに関するご意見を整理しております。

それから、35ページのその他のところで、これからのクリエイティブな文化、産業の在り方をどうやってつくっていくのか。それから、コンテンツ流通のためにどういった問題が生じているのか、取り組みが必要なのか。そういったご意見が出されていたかと思えます。

少し時間をとってしまいました。粗っぽくて恐縮でしたが、ほんとうにざっとしたところで以上のようなご意見があったということです。

私からの説明は以上ですが、皆様のご発言について、例えば、私の発言はこうまとめられているけれども、ちょっと意図が違うとか、あるいは別のところにまとめがされているとか、たしかこう言ったはずなのにどうもまとめとして入っていないとか、そういうことがございましたらおっしゃっていただければと思います。それか、先ほど申しましたように、そんなに今日は時間がございませんので、さらにご意見がございましたら、後ほどでも事務局にご連絡をいただければと思っております。

では、少し時間をいただいて今の点、ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。大体みんなおさまって入っていますかね。あるいは、もう言ったことは忘れてしまったという方がいらっしゃると困りますが。

それでは、先ほど申し上げましたように、もう一度じっくり見ていただいて、まとめ方

の趣旨が違うとか、あるいは違うところに入ってしまったとか、たしかこういう発言をしたはずなのに、ぜひ入れておいてくれということがございましたら、事務局にぜひご連絡をいただければと思います。それを座長と座長代理のほうで整理するようにいたしたいと思いますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これはぜひご意見等お寄せいただければと思いますが、続いて本日2つ目の議題である「今後の自主的な取組に関する考え方について」に移りたいと思います。

これまでのフォーラムの議論の中では、事業者自身による自主的な取り組みということについて相当活発な意見交換がなされてきたと思っております。そういったものを評価するご意見、他方でそこには限界があるのではないかというご意見、いろいろございましたが、これはこれまでの状況、現状の取り組みというものを前提にしたものでございますので、特に議論が集中しました放送の分野について、これからどういう取り組みというものを自主的な形で考えていращやるのか。そういうことも伺いたほうがいだろうということを前回申し上げて、きょうBPO、NHK、民放連の皆様からお話をいただくということで、おいでをいただきました。

本日はBPOからは飽戸理事長、NHKから金田理事、民放連から広瀬会長にお越しいただいております。大変お忙しい中、こちらにご出席をいただいております。ありがとうございます。

本日はご説明用の資料を既にご準備いただいているようでございますので、飽戸理事長、金田理事、広瀬会長の順でお考えをお話いただければと思っております。お三方からお考えをご説明いただきまして、その全体のお話を伺った後で、私たちとの意見交換をさせていただければと思っております。あらかじめお願いしておりますが、それぞれのご説明、10分から15分程度で、恐縮ですがお願いできればと思っております。お三方から伺った後に意見交換、質疑応答をするということで進めさせていただきます。

それでは、最初にBPOの飽戸理事長からご説明をお願いできますでしょうか。よろしくお願いたします。

【放送倫理・番組向上機構(飽戸)】 BPOの理事長を務めております飽戸と申します。このフォーラムの出席は2回目ですが、BPOの意見表明は3回目になります。BPOの活動を理解していただくための貴重な機会をいただいたことに感謝いたします。本日はなるべく重複を避けてBPOの活動を説明し、BPOが目指している重点的な取り組みにつ

いてお話ししたいと思います。

なお、前々回の当フォーラムの会合に関して補足説明を提出しましたこととお断りしておきます。

初めに、BPOの特徴を資料にまとめてみました。「論点の整理」の分厚い資料の次に、緑色の資料が入っていると思います。2ページ目をごらんください。BPOの特徴、BPOには日本の基幹放送と呼ばれる放送事業者が加わっていますので、判断は放送の広い範囲に及んでいます。独立した第三者として公平な判断を目指し、放送局が合意書を結んでBPOへの協力を約束しています。活動は一般に公表し、透明性を保っています。

3ページ。BPOは2003年に設立され、今の3委員会体制になったのは2007年です。委員会はBPO以前の活動を含め、厳しく改善を求める「勧告」や「見解」などを明らかにしております。

4ページ目です。まず、現在の3委員会の特徴からお話しします。放送倫理検証委員会は、取り上げる範囲の広さと柔軟な検証方法に特徴があります。これまでに虚偽が疑われる番組の検証、放送現場と政治との距離、また、去年はテレビ番組で大きな比重を占めるバラエティー番組についての「意見」を公表しました。

一方、検証の方法では、個別番組の検証のほか、刑事裁判の報道の在り方については、複数の放送局の33の番組を一括して取り上げ、共通する問題点を指摘しました。バラエティー番組については、BPOへの視聴者意見などをもとに視聴者が嫌う場面を取り上げ、平易な表現で現場の制作者に自主的な検討を促しています。最も厳しい「勧告」とした昨年の事案では、検証委員会に特に定められている特別調査チームを初めて設置し、外部の弁護士3人が加わった5人のチームで迅速・的確な調査を進めました。

放送人権委員会は、名誉、プライバシーなどに関する判断のほか、取材や番組制作に求められる社会的責任、良識にかかわる部分、これを放送倫理と呼んでいますが、これらに広く発言していることが特徴です。犯罪報道での被害者側への配慮を求めた事例のほか、生番組での出演者の発言と放送局のとるべき態度、訂正放送の在り方など、取材から放送後の処置まで放送局が心がけるべき公正な態度・対応を求めています。委員会が被害者の救済に強く力点を置いていることからこそと理解しています。

青少年委員会は、中高生を中心とする年代と意見交換を重ね、放送局と視聴者の回路となることを目指しています。今年度は約30人の中高生モニターに放送に関する課題を与えて報告を求め、放送局のプロデューサーに報告を読んでもらった意見を寄せてもらっ

ています。青少年を対象とするテレビ番組の積極的な制作を後押しする気持ちも込めて、全国の放送局に青少年に見てほしい自局番組の推薦を依頼し、放送の前月末にBPOのホームページに掲載することも始めました。詳しくはBPOのホームページをごらんいただきたいと思います。

次は5ページです。BPOがこれから目指す点について3つに分けて説明いたします。

まず第一は、「より広く」視聴者にBPOの活動を知っていただくという課題です。これまでの取り組みとしては、先ほど例に挙げました刑事裁判に関する「意見」を発展させ、東京大学大学院情報学環と共催でシンポジウムを開催しました。裁判員制度の実施を控え、最高裁刑事局の担当官にも裁判員制度での報道の在り方の議論に加わっていただきました。社会的に関心の高いテーマを適切な時期に広くわかりやすく伝えられたと考えています。

また、昨年のテレビバラエティー番組についての「意見」では、民放連がシンポジウムを開きました。東京の民放5局より、合わせて50人のバラエティー番組制作者が集まり、検証委員会の委員も加わって活発な議論を交わしました。一般の視聴者も参加し、意見を述べました。

これらの活動に加えて、BPOのホームページ、「BPO報告」などの定期刊行物の充実という日常的な取り組みの強化が欠かせないと考えております。放送人権委員会の決定を蓄積した『判断ガイド2010』も間もなく発行されます。マスコミなどの取材に積極的にこたえることも必要です。私も先日、東京の民放キー局でBPOの活動を取り上げる番組に出演してまいりました。放送界の発展のために、BPOの活動をより広く知っていただくことは大変重要であると考えております。放送局に物申す義務を持っているBPOを放送界がつくっているということを一般の人々によりよく知っていただく活動を、今後も積極的に展開していく予定です。

次、6ページは、BPOの委員会の「見解」、「勧告」などを取材や番組制作の現場で正確に理解していただくことで、BPOにとっては「より深く」を目指した活動です。BPOから問題を指摘された放送局は、3カ月以内に改善策を含めた取り組みを報告してきます。その中には局内の勉強会、番組審議会への報告、新たに担当者を配置し、危機管理のためのチームやプロジェクトを設置した、番組制作の手引きとなるハンドブックを改定したなど、再発防止策が複数の局から報告されています。手続きを整えることのみで放送倫理の向上が約束されるとは考えませんが、改善のための第一歩として評価したいと思いません。

放送で伝えられた対応としては、昨年の「バンキシャ！」の事案では、当該局が約30分間にわたる検証番組を2回にわたって放送しました。また、昨年夏の芸能人薬物事件の報道に対して青少年委員会が出した薬物問題報道についての要望では、青少年を薬物汚染から守る報道を求める要望にこたえて、民放衛星局で30分番組が放送されました。要望の公表直後にNHK、民放で薬物根絶に向けた啓発番組が編成されたのも、放送局がBPOの要望を真剣に受けとめた結果と理解しております。バラエティー番組の「意見」を受けて、フジテレビは2本の番組をゴールデンタイムなどで放送しました。また、放送局としての思いを「バラエティ宣言」として視聴者に発表しました。それらの活動は、視聴者のBPOの理解促進にもつながったと考えています。

7ページです。一方、BPOの委員会決定を一過性のものとせず、また「他山の石」として広く深く理解されるような試みも行っております。簡単にとどめますが、まず、委員会決定後の当該局での委員による説明と意見交換会です。去年から始め、これまでに放送人権委員会が4回、主に制作者との意見交換をしております。検証委員会のバラエティーについての「意見」では、6つの放送局の研修会などに委員が出席しております。事例研究会は、半年間に公表された主な委員会判断を素材として、担当委員が検討の経緯、判断のポイントを解説し、各放送局の出席者と意見交換をするものです。また、委員が地方に出張して地域の担当者と放送を考える地方局意見交換会は、放送倫理検証委員会が先月初めて、大阪で行いました。来月は放送人権委員会が札幌で開催する予定です。BPOの調査役をBPOの費用負担によって研修会に講師として派遣するというのも今年度から始めております。

今、放送制作現場は大変忙しく、とてもBPOの決定を読んだり検討したりする時間がないという悲鳴に近い声が聞こえてきます。放送倫理の徹底には粘り強い取り組み、働きかけが必要なことは覚悟しております。BPOはこれまでの取り組みに満足することなく、現場の実情を踏まえ、ともに考えながら放送の制作者にBPOの意見が届き、取材や制作に生かされるよう努力をしていきたいと考えています。

最後に強調したいのは、放送事業者のトップの方々の協力です。いわゆる「より高く」への試みであります。私は先週、名古屋で開かれた民放連の会員協議会に出席し、全国の民間放送局の経営者約200人の皆さんに、現在の放送局にとって視聴者の信頼の基礎となる放送倫理の向上が極めて重要であることを訴えてまいりました。繰り返し起こる捏造、虚偽報道などは、ジャーナリストの原点である取材、編集というところでの手抜きや不手

際の結果が多いということから、ジャーナリスト教育の再検討も必要と強調してまいりました。放送局の責任者には、報道のプロとしてのジャーナリスト教育、番組制作体制の整備に指導力を発揮していただきたいと日ごろから思っていたからであります。このような機会を与えていただき、民放連のご配慮に感謝しています。

また、バラエティーの意見書では、放送倫理検証委員会の川端委員長が民放連の広瀬会長に意見書を手渡し、内容を直接ご説明しました。会長の理解をいただいて、民放連のシンポジウム開催という取り組みに結実したと考えています。先ほど紹介した当該局意見交換会に出席して意見を述べた放送局の経営者もいらっしゃいます。現場への浸透の努力とあわせて、放送界のトップと緊密な連携がBPOの活動に不可欠であると痛感しております。

8ページ。さて、締めくくりに私の今の気持ちを率直にお話ししたいと思います。幼年期から青年期を、戦前、戦中、戦後に過ごしている私たちの世代は、自由にものが言えることのすばらしさのある種の爽快感を持って実感したことを覚えています。

一方、目を現在の世界に転じて、言論を理由に拘束され、行動が制約される社会がいかに息苦しいものか。自由な意見の応酬により社会を成熟させていく民主主義を支えるためには、国民の知る権利にこたえる言論・報道の自由の確立が欠かせないとの思いを今さらながら強く感じています。その中で、放送は政治を身近にし、災害から人命を守り、高い芸術性を家庭で味わえ、世界のどこで起きたことでも瞬時に臨場感を持って伝えるという大きな影響力を持っています。しかし、それゆえに放送の担い手には自らの影響力を常に自覚し、放送内容を高めていく責任が強く求められています。そのためには、視聴者の意見に謙虚に耳を傾け、自分とは違う考えも寛容に受け入れる態度が欠かせません。放送事業者側に、国民は現在の番組に結構満足しているなどといった「おごり」がもしあれば、番組は決して変わりません。BPOのほかの放送局に対する決定も「他山の石」として真剣に読み込んでほしいと考えています。

こうした放送局の自覚、改革・改善への努力の積み重ねがあって初めて、視聴者の幅広い支持、理解が得られると信じています。そのような視聴者の支持、理解が放送への介入を跳ね返す力となることを肝に銘じて、放送事業者は緊張感を持って放送に臨んでいただきたいと思っています。

BPOの現在までの活動にはがゆさを感じていらっしゃる方もいると思います。「BPOにもっと強い力を持たせるべきだ」という声も聞こえてきます。しかし、表現の自由は自

分で築き、守ってこそ、その価値が発揮されるのは理の当然です。その考え方に立ってBPOは放送事業者が設立、運営し、委員会は独立した第三者の立場から放送局に助言し、自覚を促すことを任務としています。

放送内容にかかわる検証に基づくBPOは、権力と関連を持たない放送事業者の自主的組織という現在の位置づけが最もふさわしいと確信しています。それならばこそ、BPOは独立した第三者性を守り抜き、かりそめにも放送局寄りであると受け取られるようなことは避けなければいけません。その判断は視聴者に委ねられるべきではありますが、理事長の私から見て現在のBPOの3委員会は、その役割を果たし、公正な立場から放送局にも視聴者にも説得力のある判断を示していると受けとめています。時々刻々厳しい競争を続けている放送の現場に、BPO3委員会の判断の理解を深めるのは容易ではありません。しかし、BPOは責任の重さを自覚し、放送事業者と緊張感のある信頼関係を保ちつつ、視聴者はもとより、当フォーラムでいただいた意見も十分に参照し、既にご説明した3つの努力項目、「より広く」「より深く」「より高く」を重点的に推進し、視聴者の期待にこたえていきたいと考えています。

ありがとうございました。

【濱田座長】 どうもありがとうございました。

それでは、続いてNHKの金田理事からご説明をお願いいたします。

【日本放送協会（金田）】 NHKの金田でございます。第3回会合に続きましてこのようなご説明の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。放送による言論と表現の自由を守り、自律的組織として公共放送の使命を果たすために、NHKがどのような取り組みを行っているか、ご説明を申し上げます。

タイム誌のパーソン・オブ・ザ・イヤーの2005年がビル・ゲイツ夫妻でございました。そして、2006年がYou、あなたという選択でございました。YouTubeとか、あるいはUstreamという、一人一人が情報の発信者になれる時代を象徴したタイム編集部を選択でございました。インターネットという技術革新がもたらした、だれもが言論・表現の自由を満喫できる可能性がある、すばらしい情報環境の中に我々は生きています。

しかし、個々の志向に合わされたサービスのみ先行され、好きなときに欲しい情報だけを得て、それ以外には関心を持たなくなる。あるいは、匿名情報によって議論が先鋭化するなど、情報があふれる中で、社会全体が個別化、細分化、分散化していく問題も指摘さ

れています。

こうした中で、マスメディアは危機にあるという議論がございます。Y o uをパーソン・オブ・ザ・イヤーにしたタイム誌はその販売部数を落としています。その競争相手のニューズウィークは売却されてしまいました。このような環境において放送の公共性とは一体何か、NHKが果たすべき新しい役割とは何なのか。社会状況と新しい時代に必要な役割を自覚して、心して業務に当たらなくてはならないと改めて感じております。

放送による言論と表現の自由を守るためにNHKが行っている組織運営上の取り組みにつきまして、前回もご説明させていただきました。ご参考までに、お配りした資料の末尾に前回資料を添付させていただきました。一部繰り返しになりますが、簡単にご紹介します。

2ページをごらんください。NHKには放送番組審議会、苦情処理、苦情処理の報告、経営委員会の視聴者と語る会などが放送法に決められた仕組みとして存在します。その上に番組や経営の向上を図る自律的な仕組みとしまして、番組考査、番組モニター評価、視聴者視点によるNHK評価委員会、放送評価調査などがございます。また、全体として説明責任向上のため、情報公開個人情報保護審議委員会を設けています。それぞれ学識経験者、外部モニター、無作為抽出された視聴者の方々など、さまざまな立場からの多角的なご意見、ご要望を現場にフィードバックし、あるいは経営に取り入れ、よりよい放送サービスの実現に生かしています。

視聴者の皆様からいただいたご意見、お問い合わせは昨年度465万件でございました。お電話やメールで寄せていただいたものでございます。どのようなご意見があったか、それを受けてどういった改善を行ったか。そういうものを、3ページにございますが、「視聴者サービス報告書」という冊子にまとめて公表しております。視聴者の皆さんからの声をいただく、触れ合う、いただいた声を生かして業務改善につなげるといった内容になっています。この場でもお配りいたしましたけれども、その一部を4ページから6ページにお示ししております。

NHKでは、お客様からどのようなご意見、ご要望をいただき、どう対応したかを1カ月ごとに集約して経営委員会に報告するとともに、NHK内の各部署で情報を共有し、さらなる業務改善につなげています。この1カ月ごとの報告もホームページで公開しております。その1、2ページをご参考までに7ページに掲載しています。

8ページにお示ししていますけれども、この秋には視聴者の皆さんとの窓口となるコー

ルセンターを増強いたしました。システムを改善し、電話をよりつながりやすくするなど、ご意見を寄せてくださるお客様の満足度の向上と、いただいたご意見等をより正確、迅速に集約・分析して業務改善に役立てることを目的としています。

冒頭、タイムの言うY o u、あなたの時代にあって、より個別化、細分化、分散化する現代社会の傾向について触れさせていただきました。NHKの新しい役割、新しい公共放送の役割がそこにあるのだらうと思います。NHKとして個別化し、細分化し、分散化した個々人、Y o uとコミュニケーションする技術的、制度的能力は持たなければいけません。しかし、そこにとどまらず、孤立化したY o uをW e、我々にまで連れ戻す努力が大切だと思います。社会から公共の意識が薄れ、つながりが失われている中、番組を通じて人と人、人と社会を結ぶ絆の役割を強化する必要があると考えています。

大きな反響をいただいた無縁社会やワーキングプアのような社会の問題、自殺やうつの問題、戦争と平和、介護・福祉、こういった日本社会が直面する課題について、NHKでは体制を組んで取り組んでいます。

また、日本は2015年まで世帯が増えていくと言われていますが、その増加は一人世帯の増によるものです。配偶者を亡くし、1人で「歌謡コンサート」や「ゲゲゲの女房」をお楽しみいただいているような状況も増えております。また、イタリア賞をいただいた広島局制作ドラマ「火の魚」のような地域に根差した番組、日本賞をいただいた「リーマン予想・天才たちの150年の戦い」など、世界から評価されることで日本からの発信力を担うことも大切な役割と心得ています。

現在のように情報の受信、発信の関係が変化している中では、視聴者の国民の皆さんが発信側の視点を持ってコンテンツや情報、そのツールの性質を十分に理解することが重要になってきております。無責任な情報の判断は個人を傷つけおとしめるばかりか、社会の基盤を脅かすことにもつながりかねません。NHKは言論・表現の自由を享受する社会を目指して、番組や催しものなどを通じまして、その支援に取り組んでいます。

その例の1つとしまして、10ページ、11ページにNHKクリエイティブライブラリーをご紹介します。これは、総務大臣の認可をいただいて実施しているものですが、NHKの持っている過去の番組や番組素材から切り出した映像や音声素材を、インターネットを通じて無料で提供しているものです。ダウンロードした素材は自由に編集して作品をつくっていただけますが、その際、営利目的に使用しない、著作者名を表示する、名誉を害する利用をしない等の基本的なルール、利用規約を守っていただきます。NHKの素材

を活用していただくことで一人一人の想像力、映像を読み解く力、著作権意識の向上につながるようにというねらいのもと、教育現場との連携も図っています。

それから、社会科の教科書に放送が登場します小学校5年生と6年生を主に対象としたNHK放送体験クラブを12ページにご紹介しています。子供たち自身に身近な話題で模擬ニュース番組をつくってもらい、リサーチや台本づくり、スタジオ収録などを実際に体験することで、楽しみながら放送についての興味と理解を高めてもらおうというものです。昨年度は全国約900校、5万2,000人のご参加をいただきました。こういった取り組みは、普段何げなく接している情報やコンテンツにはルールや背景があるということを知っていただき、情報文化の担い手として理解と認識を高めていただきたいというねらいで実施しているものです。

放送業界全体の自主的な取り組みとしてのBPOについても改めて繰り返し申し上げます。これまでもいろいろご議論がございましたけれども、BPOについては、委員各位の大変なご努力の上で一定の機能を果たしている、非常に有意義な活動であると認識しております。BPOの活動は自主的な取り組みであり、最終的には個々の放送事業者が独立した編集責任を負うということから、おのずと一定の限界があることも事実です。

しかし、当事者の間ではなかなか収れんしない難しい議論につきまして、民間の有識者の方々に判断をお任せし、個々の利害関係を超えた高い視点からの見方を提供していただく。そして、放送事業者がその結果を受けとめ、放送事業者の責任としてよりよい状態を目指して改善を図る。仕組みとしては今のところ最善のものではないかと思えます。現行の仕組みのもとで実績を積み重ねていくことで、なお一層定着し、成熟し、国民の期待にこたえていくよう、NHKとしても今後も支援し、協力していきたいと考えているところでもあります。

技術革新によって情報社会は劇的に変化しています。情報や表現についての現代の問題は放送だけで解決するものではございませんが、放送が担うべき新しい役割もそこにはのを見せてきていると思えます。アメリカの憲法学者のキャス・サンステイーンは、著書の中でこう言っています。「表現の自由が機能するためには、政府の検閲を制限したり、個人の選択を尊重するだけでは不十分である。表現の自由の制度が機能するためには、自分が意欲的に選ばなかった予期せぬものに接触すること、市民が共通体験を持つことが重要だ」。

NHKは、公正で信頼できる情報、多様で豊かな番組を提供することで、その多角的な視点や価値観によって日本という情報共有空間、情報公共圏を強化する努力を積み重ねた

と思います。そして、そのためには、前回は述べさせていただきましたが、時間をかけた制度の熟成と人への投資が不可欠です。寛容の精神を持って不断に努力し、希求し、人を育てていく必要がございます。可能性を可能性に終わらせないという覚悟と、意志と投資が不可欠です。NHKもそうした努力を惜しまないことをお約束して、ご報告を終わります。

【濱田座長】 ありがとうございます。

それでは、最後になりましたが、民放連の広瀬会長……。

【郷原構成員】 ちょっとよろしいですか。

【濱田座長】 最後にまとめてご質問を……。

【郷原構成員】 今日はたしか19時45分までだとお聞きしていたのですが、このまま行くと全く議論しないまま終わってしまいそうな気がして……。

【濱田座長】 ちょっと時間が予定より延びていますね。

【郷原構成員】 しかも、何かあまりかみ合っていないと思うのです。今までの、先ほど座長が紹介していただいたBPOについての問題の提起とか放送事業者の問題についてさらにお聞きするという趣旨だったと思うのですけれども、ほとんど一般的なPRみたいな話ばかりで、ここでの議論に対応するものになっていないと思うのです。もうちょっとそういう趣旨のお話であれば議論ができなくなってもしょうがないのですけれども、どうも先ほどからお聞きしていると、今後こんなことをやりますという話を中心に十分我々の疑問に答えていただけていないと思うのです。

【濱田座長】 なるほど、わかりました。

今のご指摘、理解いたします。ただ、まだ広瀬会長からのお話もございますので、やはり広瀬会長からのお話を伺ってからにしたいと思います。

お願いいたします。

【日本民間放送連盟（広瀬）】 それでは、貴重なお時間をいただきまして、民間放送局の決意、あるいは放送トラブルを起こさない実際の行動等をご説明したいと思います。

言論の自由を守る「砦」とは何かという点ですけれども、このフォーラムの最初に、時の総務大臣でありました原口さんが「砦」という言葉を使ったことから、これが一つのキーワードになりました。

しかし、この「砦」には実は2つの意味があって、一つは表現の自由を守って民主主義のインフラを守っていくのだ、守り通すのだ、そのための「砦」というのと、それとはち

よっと違って、メディアの被害を受けてその被害を救済されない人たちがずいぶん多いのだ、ということで、こうした人たちの人権を守るための「砦」という意味合い、この2つの意味が交錯しまして、議論が若干乱れた点がございます。

結論を言うならば、私たち放送事業者は、座長が前回、この「砦」というのは新たな機関をつくっていかうということでは必ずしもない、人々の自由を守る決意と取り組みが構成されて、ある種の砦の役割を果たすのだという方向性をお示しになりました。私たちはこれに全面的に賛成するものでございます。

ただ、このフォーラムにおいて、放送事業者に対して大変厳しい批判、指摘、注文がございました。私たちはいずれも相当のご意見だと真摯に受けとめ、新たに「砦」をつくることなく、自律的な取り組みをいっそう増進してまいり所存でございます。

次の2ページですが、デジタル時代の表現の自由というのはどうあるべきか。といいますのも、伝統メディア、放送、新聞、雑誌の時代には比較的判例もたくさん出て、当事者たちもあるいは市民の方々も責任の限度なり表現の限度が分かっていたのですけれども、自由に投稿サイトを活用できるブログとかツイッター、Social Network Service、いろいろなものが出てきておまして、そこでの表現はどこまで自由なのか、またそのメディアの管理者の責任はどうか、まさにそういうのが今回、議論の中心になるのかという気もしておりましたけれども、そこまでは正直に言って議論が進みませんでした。

今回、YouTubeに例の尖閣ビデオが流出した問題についても、ではあれが一般人の投稿だったらどうなのかとか、投稿する人は自分の投稿したパソコンがそう簡単には見破られないだろうという前提でやったのかという気もしますし、今後複雑な問題を残したと思います。

それとは別に先々月、大阪地検特捜部による証拠捏造が、ある新聞社によって暴かれました。これを契機に捜査の透明性を求める声が噴出しまして、検察当局もその方向に動き出そうとしております。これはまさに歴史的なことだったと思うのです。

というように、やっぱり表現の自由というのは民主主義の社会を守っていくために絶対に必要なものであって、そこは守っていかなければいけない。

もう一つ痛感したのは、新しいネットでの事実の提示も大事なのですけれども、新聞、放送、雑誌が、自分たちの資産として抱えるプロのジャーナリストを保持していくこと、守っていくことはえらく大変、大切なことで、今の米国みたいに簡単にプロのジャーナリ

ストがリストラされるような事態は、早くそこから脱却していかなければならないということも痛感した次第でございます。

ところで、今回、放送被害についての議論が大変盛んに行われましたけれども、1点、放送局は自由に放送できているのか、だから自律というのかという点で、それは大きな誤解がありまして、放送は大変たくさんの制約を受けております。

それをここに書いておりますけれども、まず、放送法では、番組編集の自由という大前提を示してくれておりますが、続く第3条の2で、公安・善良な風俗を害しない、政治的公平を守る、報道に当たっては正確に事実を報道する、論点が幾つかある場合には多くの論点を紹介する、それから次の3条の3、各放送局は自分たちで番組の基準を策定して公表しなさいということがございます。第3条の4では、各放送局すべて、放送番組審議機関を設けて毎月会合を開き、その記録を公表すべしという規定がございます。

放送法4条は……。

【濱田座長】 広瀬会長、大変恐縮ですが、少し議論の時間を設けたいと思いますので、19時45分までをめぐりにお話をいただいてよろしいでしょうか。

大変申しわけありません。

【日本民間放送連盟（広瀬）】 わかりました。

その訂正放送のことも義務づけております。

さらに、自律的な取り組みとしましては、自分たちで、先ほど言いました放送番組基準を決めるわけですが、この基準は大変厳しいものがございます。

それから、自律的な取り組みとして、BPOの「見解」、「勧告」には従っていくという契約もしております。幾つかの局ではオンブズマン制度なども取り入れております。

今回のアメリカの中間選挙で、ネガティブ・キャンペーンでは大変問題になって、放送局の収入は増えたようなのですが、有権者はしらけてしまったという状況がございます。ところが、日本の場合、こういうことが絶対起こり得ないのは、この番組基準で厳しく自分たちでそういうことをしないことを約束しているからであります。そうした規律があるのだということを前提に、放送のしかるべき姿を考えていただきたいと思います。

次のページ、したがって、私たちは法的あるいは制度的な抑制は今のままで十分である、放送だけが厳しい制約を受けているわけで、これ以上の必要はないだろうと思います。

2007年の放送法改正になぜ反対したかは説明を省略いたします。

また、放送局やBPOの判断に視聴者が納得できないのならば、決して今のBPOによるシステムは訴訟を妨害するわけではなくて、訴訟の道もきちんとある。つまり、訴訟に至るよりももっとBPOのほうが手早く簡単に、しかもコストなしで活用できますという点が、大変大きな視聴者にとってのメリットであろうかと思えます。

次のページは、BPOのことが書いてありますが、これは確かに世界で類例を見ないシステムでございます。特に、大変厳しいBPOの「見解」、「意見」等に対しましても、一審制で従うのだという点については、例えば韓国から来たBPOの見学者などは、公的な第三者委員会が審議する韓国システムよりも自主的に設置されたBPOのほうが実効性がある、という感想を持ったとお聞きします。私たちは、屋上屋の公的なものは絶対反対だ、しかも一方では放送トラブルが後を絶たないという状況の中で、ともかくBPOの權威、信頼をもっと定着させて、その中でやっていくということで、あえてこの契約を文句なく履行しているわけでございます。

19時45分が来たので一応やめますけれども、例えば、ある決意だけではなくてどうしているかだけ、簡単に説明させてもらいたいと思うのです。まず、公権力の介入を招かない自律的な取り組みをしているかという当初からの疑問に答えるわけですが、まず一つは、信頼を維持していく一番大事なことは、間違った場合、特に犯罪があったとき、私たちは捜査当局の情報をもとにしてではありますけれども、特定の人物を容疑者みたいに扱う、あるいは逮捕された容疑者を即、犯罪人みたいに扱う、そうしたことが間違いだと分かったときに、きちんとお詫びし、訂正していくこと、世間常識で当然のことをまず守っていくのが大事だと思います。前回のこの会合で、村木さんにちゃんと訂正した、お詫びを言ったところがないという指摘がございましたけれども、お詫びをした局もあったと聞きます。いずれにしてもこの種のことはきちんとやっぱりやっぺいかなければいけないと思います。

2番目に大事なことは、同じ局で同じような過ちを繰り返して起こすことは、やっぱり絶対に避けなければなりません。そのために、ようやく全局そろって、BPOからある種の「意見」、「見解」、「勧告」が出たならば、関係社員みんなそろってBPOの中でどんな議論があったのかを含めてBPOの方に来てもらい、説明を聞く会というのを励行しております。やっぱりこれが大変効き目があるようで、この種のことを既にやっております。

3番目に、放送のトラブルというのは何も報道分野あるいはバラエティ分野だけで起こるのではなくて、通販の誇大宣伝とか、あるいは突然差別用語が出てみたり、罰ゲームの

行き過ぎ、また非常に危険性を含むときの取材の在り方とか、常識を守らなければならぬ点が多々ありまして、報道、番組制作分野だけにかかわらず、コンプライアンス部門とか、あるいは番組審議会そのものが主催して各局とも活発な研修活動を行っております。

そういう点も理解していただいて、まずはみんなでBPOの定着を図っていただきたいと考えております。

以上でございます。

【濱田座長】 ありがとうございます。お忙しくてやや申しわけありませんでした。

それでは、少し皆様方からのご質疑、ご意見もいただければと思います。

【郷原構成員】 先ほども言いましたけれども、BPOのほうでせっかく来ていただいているのに、前回までに出てきたここでの議論の中で問題として指摘されている事項について、ほとんど答えていただけていないような気がするのです。先ほど座長が紹介された、18ページ、19ページに書いてあるプロセスのチェックの問題とか、例えばいまだにモザイク映像とか顔なし映像が横行していることについてどう考えられているのかということとか、きょういらっしゃいませんけれども、黒岩さんが言われていたような、やたらに細かいところにコンプライアンス、コンプライアンスといってBPOからいろいろ文句をつけられるようなことが、逆に放送の萎縮を招いているという指摘があることとか、そういった具体的な指摘に対してどう考えられるのかをきょう説明していただくのだと思っていたのですが、その辺の話が全然ないものですから、もう少しお聞きしたいと思ったわけです。

【濱田座長】 今の件、いかがでしょう。

【放送倫理・番組向上機構（岡本）】 萎縮については実は前々回もご説明したのですが、委員会としてはそういうことがあってはならないということを非常に強く意識しています。それは、少し繰り返しになりますが、今までの決定などの取りまとめのときなど、例えばここで出ました二重行政のとき、それからバラエティーの意見書を出したときの冒頭での委員長の説明で、BPOの委員会ができる範囲はどこまで、現場の萎縮があってはならないことについては常に説明をされています。

それから、これは繰り返しますが、先ほど理事長が説明した現場の意見を聞くという機会をいろんな方法で増やしています。増やしているというより、始めてすぐというくらいの経験ですが、いろんな機会に、委員会が出かけていく、また委員会に来ていただいて話を聞き、現場がどういうふうにとらえているか、また、どういう意見があるか

を聞くことを増やして、そこでまた現場が萎縮について現実はどういうふうに思っているのかを委員会自身が聞くという努力はしている。萎縮についてはそういうふうに思っています。

【郷原構成員】 それは、18ページですか？

【放送倫理・番組向上機構（岡本）】 はい。アの点ですか。

【郷原構成員】 そうです。この18ページです。先ほど座長が説明された、ここでの議論の取りまとめがありましたね。その18ページから19ページにかけての問題などはどうなのかを今お聞きしたのです。

例えば、放送法の3条、4条の枠組みは、放送事業者が自主的に事実と反する放送があったという申し出を受けたときに、きちんと調査を真摯に行うことが前提になっている枠組みだと思うのです。そうだとすれば、放送事業者のほうでその調査がどのように行われているのか、そのプロセスをどうやって検証していくかが重要だと思うのです。そうじゃないと、要するに調査をしたという言いわけだけをつくって終わってしまったのでは、放送法3条、4条の枠組みは機能しないわけです。そのことをここで言っているのです。

ですから、それでは一体、その放送事業者の事実と反する放送があったといったときの検証の中身をどういうふうにチェックされているのか、そういう点について、何か不二家の問題のころと最近と変わった点があるのかとお聞きしたら、この前のお話では、別に変わったところはないとおっしゃったので、それでは一番肝心なところがきちんとなっていないのではないですかと、この間、申し上げたのです。その点についてさらにもう少し説明があるのかと思ったわけです、私からは。

萎縮は黒岩さんがおっしゃったことで。

【放送倫理・番組向上機構（岡本）】

お尋ねの件については、虚偽にかかわる事案は審理という形で検討いたしますが、それが2件でありました。

それでは、具体的な事実といたしましょうか、私が事務局として委員会のすぐ近くにおいて気がついたことで、その2件がどう違っているのかということをお述べたいと思いますが、ちょうどこの2件の間には2年の間があります。2007年春と2009年春です。2009年春の2件目のことについて、私がお答えになるのでないかと今、考えていることをご紹介しますと、1点は、2件目の事件は立ち上がりの早さです。早かったというのは外部から評価をいただくことですが、立ち上がりは早くできたと思っています。番組で誤っ

たことをしたと明らかにしてから、おそらく次の定例委員会まで2週間がない時点だったと思いますが、調査役は委員長、委員会の指示を受けて、当該の放送局も大変忙しかったのですが、資料をできるだけ集めて、次の定例委員会で直ちに最も重い検証を行う審理入りを決めました。

それから同じ委員会で、先を見通してといいたいでしょうか、特別調査チームというのを初めて、検証委員会だけに設けられているチームの設置を直ちに決めることができました。先ほどお話がありましたけれども、法律家3名、外部の方に加わっていただいて、5名のチームで調査が迅速に行われたと思っています。委員の1名は、地方が舞台であったことがあって、出張もいたしました。

そのようなことで、結果は事案の内容を判断して最も重い「勧告」になりましたけれども、7月中には、訂正放送の在り方を含めて公表することができました。

このような事案が起きたときの先の見通し、どういう手段をとるかということにつきましては、それまでの勧告・見解・意見などの公表事案だけではなくて、毎月1度の委員会の審議、審理の、またそれ以前の議論の蓄積が生かされている。2件を比べますと、そのように私は思っております。

【濱田座長】 先ほどの郷原さんからのご質問の、このプロセスをチェックしているかどうかというところは。

【放送倫理・番組向上機構（岡本）】 審理の2件目となった「バンキシャ！」という事案ですけれども、これは日本テレビ、当該局で直ちに調査を始めていました。むしろ調査がある程度進んだから発表ができたわけですし、そこにヒアリングにも参りましたし、その調査書を受け取ってさらに検討することはやっております。

【郷原構成員】 ちょっとその事例はあまり適切ではないと思うのです。「バンキシャ」の事例は、刑事事件の捜査の中でほぼ虚偽であったことが明らかになっているのです。そういう場合の問題よりも、むしろ虚偽かどうか明らかでない、むしろ放送事業者の側は取材源の秘匿などを振りかざして虚偽性を認めていないというときに、一体どういう自主的な努力が行われているのかをどこかがチェックしないとだめじゃないですか。そういうチェックをする役割をBPOが果たすべきではないかと言っているわけです。

それが、4年前のあの問題、不二家の問題のころと、最近のそういう事案でどう違うのかを前々からお聞きしているわけです。「バンキシャ」の事案のようにもう虚偽だということが明らかになってしまえば、それはもう放送事業者はその後、訂正放送に向けて

やるしかないと思うのです。それとはちょっと違う例についてお聞きしたかったわけです。

【放送倫理・番組向上機構（岡本）】 放送局が認めたということであっても、その検討内容がそれで十分であるのかの検証は、放送局の調査をまず尊重いたしますけれども、BPOの委員会でも行います。それから、放送局が認めていない事案についても、全体的には同じになりますけれども、資料の提出をお願いし、関係者から話を聞くことを中心に検討をいたします。そのときの中心点は、放送局がそういう放送をするのに自らの確信に至るだけの十分な裏づけをしているかどうかを中心に行い、放送局自らのチェックについても調べていきます。

【服部構成員】 この問題は郷原さんも個人的に随分長いこと話し合っていることですが、BPOの委員として両方のケースにそれぞれ審議に参加しました。例えば不二家の問題では、当該局に対する聞き取り調査はできますが、BPOは不二家がどういうことをしたのかという調査権限はないし、また持つべきではない。つまり、それは司法機関でもないし、捜査機関じゃないから。そういう意味ではそのことについて当該局がどういう報道をしたのか、どういうチェックをしたのかという問題点を指摘するというところに、郷原さんから見たら不満でしょうが、とどまるのです。そこを超えてはできないのです。

【郷原構成員】 それが不十分だったということを言っているわけです。

【服部構成員】 だから、不十分だったらそれをどうするという場合でも、捜査権限を持つなんてことにはなり得ないのではないですか。

【郷原構成員】 捜査権限なんてそういう大げさなものでもなくて、要するに言うことを全部うのみにするのでなくて、カントリーマアムがチョコレート的一种だというような小学生みたいな弁解をそのまま聞くかどうかというレベルの問題なのです。要するにレベルなのです。事実をちゃんと検証することが放送事業者のほうで真剣に行われているかどうかをしっかりとチェックしないといけない。それが、行政がやるよりも、BPOがせっかくだらされているのであれば、BPOはそういうチェックをしていくべきではないかということを前々から私は言っているわけです。

【服部構成員】 そこはBPOが出した見解の中で、そのことについては問題があると指摘していますよ。

【郷原構成員】 BPOの見解では、TBS側の弁解について問題ありとは言っていないわけです。そこについては、考え方の違いがあります。

【濱田座長】 今のはまさにご意見として、プロセスもBPOがきちんと見るべきだと

いうご意見としてしっかりととどめておきたいと思っております。

【放送倫理・番組向上機構（岡本）】 今までの案件で、言われたことを全部うのみにしたと、そこは評価が入るのだと思いますけれども、そういうことはないと思っています。不二家についても「バンキシャ！」についても、当該局の説明がなかった部分であっても、調べてわかったことがあります。そのような点では、何も出てきたものはそのまますべて、特に誤りを認めた局が出したものをそのまますべて受け取ってそれで終わりにしているとは、事務局としては考えておりません。

【濱田座長】 それでは、予定の時間がもう来てしまっていますが、せっかくですからちょっと手短に、もしご質問等あれば、ぜひいただければと思います。

はい、どうぞ。

【楠構成員】 先ほどからの郷原先生と服部先生の議論で、おそらく郷原先生は納得してなくて、服部先生は限界があるとおっしゃっている。そう考えると、このBPOの在り方をどう考えるかということだけでなく、既存の組織を批判的に見ることのできる組織との間の「競い合い」が必要なのではないかと思うのです。例えば報道機関であれば、報道機関を批判的に見られるような放送会社がどんどん出てくるべきだと思いますし、BPOを批判的に見られるような対抗的な第三者監視機関が、例えば市民の側から出てきてもいいのではないかと思うのです。

そういう「競い合い」があることによって、BPOもしっかりやらなければいけなくなると思いますし、報道機関もしっかりやらなければいけなくなると思います。そういった意味では、この分野の競争基盤をどうやってつくっていくのかが大事な一つの方向性なのかと思います。全体としてそういう方向に導けないのであれば、またFCCのような議論に戻ってしまう、そこが一番のかぎになるのではないのでしょうか。

以上です。

【濱田座長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【宍戸構成員】 東京大学の宍戸です。

私自身はきょうお話を伺って、BPO、NHK、民間事業者の方それぞれ、この場、このフォーラムでの議論を生かしていただいているのかもしれないですけれども、具体的に権利侵害とかあるいは真実に反する報道がないように取り組みを、しかもとりわけBPO

がされている活動を現場に落とししていくという試みを着実に続けられているという印象は受けました。

ただ、郷原構成員が多分お感じのことだと思うのですが、そのスピード感覚の問題が一つあるのだらうと思います。特にBRCが問題かもしれませんが、個々の事案の判断などについてできるだけ早く判断する。広瀬会長もおっしゃいましたけれども、ADR的な機能を持っているBPOとして、できるだけ迅速に判断するという意味での改善とか、あるいはこれまで積み重ねられてきた先例とかいった判断基準を、これまでも分厚い冊子とかにまとめられていますけれども、こういったものをできるだけルールにもう一度、あるいは視聴者の声など聞かれて改定していかれて、郷原構成員もこれまで強調されていますように、実際の番組を守るかぎは事業者の方にあるわけですから、それをほんとうにその事業者の方の基準に反映させていただくという取り組みを、おそらく今後、放送界一体として続けていただくことが必要でないかというのが私の意見です。

【放送倫理・番組向上機構（飽戸）】 よろしいですか。

人権委員会は申し立て制なのです。ですから、申し立てがないと審理が始められません。それが一つです。それから委員の先生方は本当にお忙しく、原則月に1回の委員会ですが、臨時の委員会を開いていただいたり、1回に3時間、4時間も時間をかけていただいて本当に熱心に議論をしていただいているわけで、やはりかなり時間がかかってしまう。ただ、人権委員会については、去年、今年は相当スピードアップしております。そういう意味で、申し立てがあることは前提となりますけれども、努力はしていると考えていただきたいと思えます。

【宍戸構成員】 今のお話は私も非常によく承知しているつもりですが、とりわけ権利侵害事案だという場合であれば、拙速はいけないのですが、できるだけ迅速な救済をすることがおそらく非常に大事だらうと思いますので、先ほど、放送倫理検証委員会で調査チームなどをつくったという先例をご紹介いただきましたけれども、とにかくBRCでもそういうことをお考えいただくとか、いろいろお考えいただければということでございます。

【放送倫理・番組向上機構（岡本）】 この場でいただいたご意見は今回に限らず、BPOについてはもちろんですけれども、放送に関しての議論があった場合は、3委員会の直近の定例会合ですべてご報告していますので、今の迅速性についても私から間違いなくご報告したいと思います。

【濱田座長】 ほかにいかがでしょうか。

【五代構成員】 私は第1回会合で、BPOに対しては大きな期待を寄せていると発言しておりまして、これがスタート時期から見ると非常に発展していることを評価しているのですが、ただ、その時も申し上げたのですが、期待はしていながらも、一方でBPOの手からこぼれてしまう部分、又、今後BPOではカバーできない部分も出てくるのではないかと申しました。

実際「BPO報告」の後半部分に、多様な視聴者からの意見が掲載されており、私はあれをつぶさに読んでおりますが、そうしますと、いろいろ納得のいく意見がありまして、前回確か木原構成員のご発言でも、コミュニティ放送のところで、説得力のあるご意見が沢山コミュニティメンバーから寄せられているという議事録を拝見したのですが、同様に、「BPO報告」の視聴者意見にも傾聴すべきモノが多々あると思いました。

私はこの1年間、かなり辛抱強くいろんな番組を拝見してきました。そして、最近の傾向として、何かCMと放送内容の境界線がぼやけてきていて、視聴者が混乱するような状況が非常に気になりました。とりわけニュースか宣伝かが判別がつかねるようなもの、シリアスなニュースの直後に不思議なグルメ探訪とかが挿入されるとか、そういう視聴者が多様な情報に接して、思考したり、選択したりするヒマをあたえない、或いはかき乱すような傾向が増えてきているように思います。

これはあくまでも個人的な考えなのですが、現状のBPOは、今、飽戸先生がおっしゃったように、私自身も体験しておりますが、ほんとうにハードなフル回転で仕事をこなしているので、BPOの委員の方々にネットやユーチューブ等の関連問題をはじめ、多様な要望を全部お願いすることは、現実問題としてかなり難しいのではないかと思います。先程楠構成員がおっしゃったご意見とは多少意味がずれるかもしれませんが、BPOをバックアップする、BPOを支援する柔らかな組織、決してそれは国の統制とか規制強化につながるものではなく、BPOに寄せられた放送の「受け手」の多様な意見に対して、「今後の放送環境」を幅広く捉えるシンクタンクのようなものをBPOの周辺に置くという考え方を、どう思われるか、ご意見があればお尋ねしてみたいと思います。

と申しますのも、前回の録画を拝見しておりまして、「総務省は民間という名を冠につけた規制機関をつくりたいのではないかとBPO事務局の方が心配している」という他の構成員のご発言があったので、決してそういうベクトルではなくて、BPOが今後よりよく機能するためにも、BPOと連携しながら、そこではカバー出来ない課題をフォローする、相互に補完関係を保ったバックアップシステムを育てていくことも先々大切ではないかと

考えておりましたので、そのあたりについての感触を伺いたいと思います。

【日本民間放送連盟（広瀬）】 いいですか。

【濱田座長】 はい。

【日本民間放送連盟（広瀬）】 実はBPOのよさの一つは、そうした市民感覚で、どうもコマーシャルと番組が一緒くたになりつつあるのではないのかという疑問を、訴えを待たずに率直に委員の座談の場ででもやっていただいて、それが私たちに伝わってくればそれだけで大変ありがたいわけで、そうしたことも私たちは期待しております。

バラエティー問題が議論されたのは何か特定の事件があったからではなくて、「最近のバラエティー、行き過ぎではないの」という、おそらく委員の間の座談の場から提言が始まったのではないかと思います。そういう関係が大事で、これは訴える機関をつくってもそういう建設的な意見は出てこないのではないかと思います。議論していただければ十分伝わるようなことにはなっております。

【濱田座長】 ほか、いかがですか。

嶋さん、どうぞ。

【嶋オブザーバ】 オブザーバですので、最後に当ててくださっていつもありがとうございます。

この議論の整理の20ページの最初に、私の発言を書き添えていただいております。これは前回の議論ですが、「きょうの議論において構成員から、BPOの検証プロセスが改善されていないという指摘、BPOの報告書に恣意性があるのではないのかという指摘があった」と。先ほど郷原さんが言われたように私もそのときにこれを申し上げたのですが、それに対してのきちんとした答えがあるのかと私もきょう聞いておりましたが、これはインターネットでごらんの国民の皆さんも、そしてまたきょう大臣もおいででございますが、ほんとうにそれでその方々が、ほんとうにそうになっているのかと思えるのかどうか。私はちょっと思えなかった。

「その指摘が正しいとすれば、政府から独立した行政委員会に放送行政を担わせることがほんとうに必要なのか」。これは、民主党が政権をとる前には情報通信政策にFCCと書いてあった。実は私もその主要メンバーの1人だった。ただ、政権をとってから実際をよく勉強して政策が変わるのは私も構わないと思いますが、それをやらないのであれば、ここにまとめてくださっていますが、BPOはどこまで改善するのかをしっかりと議論することが必要であると私は思います。

ここ、フォーラムですから、まとまらない、ある意味でいろんな論点を書くだけだと座長おっしゃいましたけれども、これだけの先生方がたくさんお集まりになって、かつ大臣、副大臣、政務官、三役そろい踏みで議論されて、せっかくですから、ここの議論だけでもきちんとした結論を出していただくという方向性で議論をいただくと非常に建設的ではないかと私は思います。

以上です。

【濱田座長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【重延構成員】 すみません、一言で終わります。

テレビマンユニオンの重延でございます。

今、BPO問題のことでたくさんのご意見が出ていますけれども、私も非常にBPO問題は重要だと思いますけれども、このフォーラム、「今後のICT分野における」という中で、BPOの問題は非常に具体的だから時間がかかりますけれども、専門委員会レベル方向に向かっているので、このフォーラムがBPOの結論というか、ある種の判断だけに流れていってほんとうによろしいのでしょうかという思いです。

もちろん議論することは大賛成ですけれども、このフォーラムの流れ方について少し、次回でもその方向性を出していただくと、それだけではない多くの課題、通信を含めた中の問題、それから新しいことができることはよくないという考え方ではなく、先ほど御意見もあった市民の考えも入るような新しいものでこうしたほうがよいのではないかというような意見を吸収できる、近未来的なフォーラムの展開を少し議題の中で流していただければと思います。

BPOは決して重要ではないということは全くありません。とても重要ですが、毎回そこに流れがいつているような気がいたしまして、今後のフォーラムの展開に関しては、もう少し近未来的なところも含めてご展開できればということで発言させていただきます。

【濱田座長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【宍戸構成員】 東京大学の宍戸です。

嶋オブザーバ代理からFCC問題についてお話がありましたので、私も一言だけ申し上げさせていただきたいと思います。

FCC問題、この場で今まで議論してきた結局何がわかったかだろうと思うのですけれども、独立行政委員会を仮につくるとすれば、どういうことを考えなければいけないかという前提を共有できたという意味はあるだろうと思うのです。

一つは権利侵害問題がある。それから、かねて独立行政委員会をつくるというときに言われてきたもう一つの理由は、免許行政だとか行政指導の問題だろうということなのですが、この場で議論してきた一つわかったことは、2つを一緒にして混在させた形で強力な独立行政委員会をつくることは、多分だれも考えていない。それは表現の自由なり通信の自由などについて非常に大きな問題があることは多分明らかになったのだろうと思うのです。

今後その免許行政の問題を考えるのか、あるいは権利侵害の問題を考えるのか、そのためにほんとうにBPOが足りないのか、独立行政委員会をつくる必要があるのかについては、次回で終わりだと伺っていますので、またこの場でこれから議論していくというよりは、このフォーラムで議論したことを踏まえてさらに、政府でもそうでしょうし、有識者、あるいは国民総体で考えていかなければいけない問題ではないかと思っています。

【濱田座長】 ほかにいかがでしょう。

よろしいですか。

すみません。不手際でずいぶん時間が過ぎてしまいましたが、それではきょうのまとめに入らせていただければと思います。

最初に少しお話を申し上げましたが、こういう形でそれぞれの論点について構成員あるいはオブザーバの方からご意見をいただきました。これを踏まえてどういうふうに整理をするかは、今ご意見もございましたけれども、やはりフォーラムという性格上、それぞれの論点について細かく詰めてというのは難しいと、今も考えております。

ただ、これからの議論の素材というのはずいぶんここで得られていると思います。特にBPOについてはいろいろ議論をしまいいりました。こういう点についてはBPOさんでもおそらく、あるいは民放連会長でもおっしゃっていただきましたが、しっかりと受けとめていただけるものと思っています。

そういうことも考えて、最初に申し上げましたことですが、このフォーラムのまとめでは、それぞれの方々から出していただいたご意見をそのままに国民の皆様にお見せする形で取りまとめをできればと思っています。それぞれの多彩な論点を煮詰めていくのは、やはり別の機会のほうがしっかりした議論ができるというのが私の考え方でございます。

そういうことで次回取りまとめができればと思っておりますけれども、最初に申し上げましたように、それぞれ、ここに資料としてございます各構成員からあるいはオブザーバからのご意見については、もう一度ご確認をいただければと思っております。それから、本日の議論の内容は、改めて郷原さんをはじめいろいろご指摘がありましたが、そういうものについても内容を反映させた形でこの報告書の中身をまとめていきたいと思っております。これに、具体的な状況がよくわかっていただけるだろうということで、議事録、資料、この中にいろいろな資料が出てまいりましたが、そういうものもつけて取りまとめをしたいと思っております。

それから、これもお許しをいただければと思っておりますが、私も座長の立場でいろいろ発言を遠慮しておりましたので、最後の機会に私なりの所感を報告書にはつけさせていただければと思っております。勝手なことを書かせていただくかもしれませんが、それは次回お見せすることにいたしますので、そのような私としての全体を眺めての、感想よりはもう少し積極的なことが言えればと思っておりますが、そういうものを書かせていただければと思っております。

そういったことで、それぞれのご発言、議事録、それから関連の資料、私の所感をまとめて、次回お見せをして確認をいただければと考えております。それはあらかじめ皆様方にはお送りをしたいと思っておりますので、あらかじめ確認をいただいて、そしてそれについてまたご意見をいただければと思っております。

そのような形で、なかなかそれぞれの論点については煮詰まらないという形ではあります。議論のポイント、それからこれからつつこんでいかなければいけない点というのは随分見えてきていると思っておりますので、そういう形での取りまとめをさせていただければと思っております。

この点、よろしいでしょうか。

それでは、恐縮ですが、そのような形で報告書の取りまとめをさせていただければと思っております。

次回の会合では、構成員の皆様と報告書について意見交換をさせていただいて、内容を確定することにできればと思っております。また、その後で、このフォーラム全体を通じたご感想とか、今後どういうところをやっていけばいいだろうかという期待も含めて、皆様方からご意見をいただければと思っております。

皆様方からなかなか多彩なご意見をいただきましたので、私の力わざで何か一つのとこ

ろにまとめることはしないほうがむしろおもしろいだろうと思います。そういう形での取りまとめをお許しいただければと思います。

それでは、今日はこれで終了とさせていただきますが、最後に片山大臣から一言いただいてよろしいでしょうか。

【片山大臣】 今日皆様方、ありがとうございます。活発なご議論をいただきまして、私も興味深く聞かせていただきました。

それから、私がきょうこの場に出てきましたのは、大臣就任が2カ月前でありまして、初めてのことでありまして、過去これまで皆様方の間で非常に幅の広い、また奥行き深い議論が展開されてきたことを、きょう座長の整理したご発言から伺うことができました。それもあわせてお礼を申し上げたいと思います。

その中の一つで、先ほどそればかりでなくてほかにもあるという話もありましたけれども、BPOの話も非常に興味深く聞かせていただきました。

政治学で最近、Governanceという言葉が非常に、一種のはやりといたしますか、取りざたされているのですけれども、従来の社会の秩序を守ったり個人の権利を守ったりするときに規制などを中心にして構成されるGovern、Governingに対して、自主的、自律的な草の根民主主義的な取り組みによってそれを保持していこうというのがGovernanceだと思うのですけれども、GovernなのかGovernanceなのかという問題があるわけです。潮流としては、やっぱり個人の権利を保障したり社会の秩序を守りながら、しかし伸びやかな社会をつくっていこうというのは、Governanceのほうが賢明だろうということなのです。

きょうのお話を聞いていて、まさにそれに該当する議論だと思います。自主的、自律的な活動が大事なのですということ、多分、多くの方はそう思われているのだろうと思います。ただ、では自主的、自律的な活動というけれども、それが唯我独尊であったり主観的なものであったらいけないというのが、きょう、ちょっと厳しい指摘もありましたけれども、確かにそれもそうだと思うのです。やはり自主的、自律的な活動も客観性がなければいけない。検証可能でないといけないということかもしれません。そのためには何なのかというと、透明性とか説明責任とかしかるべきチェックがありますかということだと思うのです。

非常に興味深い議論を聞かせていただきまして、時間があつたら私自身も参加したいと思ったくらいでありまして、そういうことも含めてほんとうにこの分野で貴重なご意見をいただいたと思います。ちょっと時間が足らなかったのかと、私も伺っていて思いました

けれども、ぜひこの適切な取りまとめを、大変ご苦勞をおかけしますが、座長には
お願いを申し上げたいと思います。それを私どもとしてもこれからの行政、この分野での
行政に生かしていきたいと思ひますし、この議論をさらに敷衍させて深めていくことも必
要だろふと思ひますので、そんなこともこれから考えていきたいと思ひました。

今日はほんとうにありがとうございました。

【濱田座長】 どうもありがとうございました。

次回会合の予定については、事務局からまたご連絡をさせていただきます。

以上で第10回の会合を終了とさせていただきます。

NHKの金田理事、民放連の広瀬会長、BPOの飽戸理事長におかれましては、お忙し
いところありがとうございました。お礼申し上げます。

それでは、これで終わります。

以上